

提案書招請説明書

公告年月日 平成19年12月17日

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 小池 裕

1 一般事項

本提案書招請説明書（別紙及び添付資料を含む。以下同じ。）は、最高裁判所（以下「当庁」という。）が平成19年12月17日付けで公示公告した裁判員制度広報（テレビスポットCM及びラジオスポットCM）の企画、制作、放送等実施業務（以下「業務」という。）の調達に係る提案書提出資格、業務の要求条件及び提案書提出に際して提案者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものである。

本提案書招請説明書の交付を受けた者は、当庁から提供を受けた文書、函面、データ等（本提案書招請説明書のほか、追加資料を含む。以下「裁判所提供文書」と総称する。）のすべてについて守秘義務を負い、第三者（他の参加者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提供文書を本件調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報等を含む。）に使用してはならない。

提案者は、本提案書招請説明書の内容を十分に了知の上、当庁の調達条件のすべてを承諾して提案書を提出するものとする。

2 提案書招請に付する業務の要求条件等

(1) 調達件名及び数量

裁判員制度広報（テレビスポットCM及びラジオスポットCM）の企画、制作、放送等実施業務 一式

(2) 業務の仕様

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約日から平成21年3月31日（火）まで

(4) 成果物の納入場所

最高裁判所（東京都千代田区隼町4番2号）

3 提案書提出の基本的要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成19・20・21年度最高裁判所競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」においてA又はBの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

4 平成19・20・21年度最高裁判所競争参加資格（全省庁統一資格）の申請（最高裁判所受付分）

3の(3)の資格を有しない者は、次の要領で申請することができる。

(1) 申請場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所事務総局経理局用度課経理係

(2) 申請書類

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）

(3) 添付書類

ア 営業経歴書

イ 法人にあっては，登記事項証明書

ウ 法人にあっては，財務諸表類又は個人にあっては，営業用純資本額に関する書類及び収支計算書

エ 納税証明書（その３）

(4) 申請書等に使用する言語

申請書等に使用する言語は，原則として日本語とする。ただし，外国語を使用する場合には，日本語の訳文を付記し，又は添付し，金額表示については，出納官吏事務規程（昭和２２年大蔵省令第９５号）第１６条に規定する外国貨幣換算率により得た額を記入する。

(5) 申請方法

申請場所へ持参又は郵送する。

5 使用する言語

本提案書招請手続，契約書等の各書類において使用する言語は，日本語とする。

6 照会

(1) 本提案書招請説明書の内容に関し，合理的と認められる照会は次の要領で受け付ける。

なお，照会は書面又は電子メールによること。

ア 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町４番２号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係（担当：竹中一仁）

電話 ０３ - ３２６４ - ８１１１ 内線３６２７

F A X ０３ - ３２３４ - ０９２３

E-mail Takenaka.Kazuhito001@courts.jp(cc:Koori.Shinichi317@courts.jp)

（F A X 及び E-mail による場合は，事前に電話連絡をすること。）

イ 受付時間

午前９時から午後５時まで。ただし，裁判所の休日に関する法律（昭和６３年法律第９３号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。

ウ 照会締切

平成２０年１月１０日（木）午後５時まで

エ 回答期限

ウの照会に対する回答は，平成２０年１月１６日（水）午後５時までに，該当事務局全員に適宜の方法により行う。

(2) 当庁は，本件に関する公告内容及び本提案書招請説明書を修正し，又は追加する情報が生じたときは，該当事務局全員に対して当該情報を適宜の方法により連絡する。

7 契約保証金

契約保証金の納付を要しないものとする。

8 提案者に求める義務

(1) 別添提案要領記載の提案書（表紙を除き書式は任意。ただし，A４判縦使いで左とじとすること。）を提出しなければならない（別紙様式）。

- (2) 提案者は、当庁から提案書に関して説明を求められた場合には、提案者の負担において速やかに説明しなければならない。
- (3) 提案書の内容に偽りあるいは誤解を招く表現があった場合は、不正競争防止法（平成5年法律第47号）により処罰されることがある。
- (4) 提案書の提出先及び提出期限
 - ア 提出先
6の(1)のアに同じ。
 - イ 提出期限
平成20年1月24日（木）午後5時
- (5) 提出部数
20部（正本1部，副本19部）
- (6) 提案書の作成に要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 契約担当官等は、提出された提案書を提案書提出招請手続以外に、提案者に無断で使用しない。
- (8) 提出された提案書の差し替え、追加及び再提出は認めない。
- (9) 提出された提案書は、返却しない。
- (10) 審査結果
当庁は、提案者に対し、審査結果を平成19年2月20日（水）午後5時までに電話又は電子メールにより通知するものとする。

9 無効な提案書の提出

次に掲げる事項に該当する場合は、提出を無効とする。

- (1) 3に定める提案書提出の基本的要件に合致しない者による提案書の提出
- (2) 提出期限を過ぎた提案書の提出
- (3) 他の提案者の提案書招請参加又は当庁担当者の職務執行を妨害する行為を伴う提案書の提出
- (4) その他本提案書招請説明書の規定に違反する提案書の提出

10 契約

- (1) 契約書作成の要否
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約予定日
平成20年4月25日（金）
- (3) 平成20年度本予算成立前の調達手続であるため、当該予算不成立の場合には契約できない場合もあり得る。
- (4) 契約に当たっては、審査の結果選定された提案書の内容のすべてを採用するものではない。また、最優秀者選定後、提出される見積書の見積額が、予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内でない場合など、最優秀として選定された者と必ずしも本件業務について契約しないことがあり得る。

11 添付書類

- (1) 提案書表紙（別紙様式）
- (2) スケジュール

- (3) 契約書（案）
- (4) 仕様書
- (5) 提案要領

（注）裁判所提供文書は，最優秀者選定後，速やかに返還すること（別紙様式を除く）。
提案を辞退するときは，提案書提出期限までに，辞退の旨を当庁の担当者に連絡するとともに，速やかに裁判所提供文書を返還すること。

(別紙様式)

平成 年 月 日提出

最高裁判所事務総局経理局長 殿

提案者

住所

氏名及び印(又は署名)

提 案 書

下記の提案書招請に参加したいので、別添のとおり提案書を提出します。

記

調達件名

裁判員制度広報(テレビスポットCM及びラジオスポットCM)の企画,制作,
放送等実施業務

裁判員制度広報（テレビスポットCM及びラジオスポットCM）
の企画，制作，放送等実施業務に関する履行期限までのスケジュール

平成19年12月17日（月） 公示公告

平成19年12月26日（水） 提案書招請説明会
（午後1時20分 最高裁判所事務総局小会議室）

平成20年1月10日（木） 照会期限
（午後5時 提出先 最高裁判所事務総局経理局用度課）

平成20年1月16日（水） 照会回答期限

平成20年1月24日（木） 提案書提出期限
（午後5時 提出先 最高裁判所事務総局経理局用度課）

平成20年2月20日（水） 選定通知

平成20年4月25日（金） 契約予定日

平成21年3月31日（火） 履行期限

契 約 書 (案)

裁判員制度広報(テレビスポットCM及びラジオスポットCM)の企画,制作,放送等実施業務(以下「業務」という。)について,注文者最高裁判所(以下「甲」という。)と請負者(以下「乙」という。)とは,次の条項及び別紙仕様書により請負契約を締結し,信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(業務の件名等)

第1条 業務の件名,内容,契約期間及び請負代金は次のとおりとする。

- (1) 件 名 裁判員制度広報(テレビスポットCM及びラジオスポットCM)の企画,制作,放送等実施業務
- (2) 内 容 別紙仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 契 約 期 間 平成20年 月 日()から平成21年3月31日(火)まで
- (4) 請 負 代 金 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)

(成果物の規格及び数量)

第2条 成果物の規格及び数量は,仕様書のとおりとする。

- 2 仕様書に基づいた規格及び数量の成果物(以下「成果物」という。)を第3条(1)に定める納入期限までに納入場所に納入する。

(納入期限等)

第3条 成果物の納入期限及び納入場所は次のとおりとする。

- (1) 納入期限 平成 年 月 日()
- (2) 納入場所 最高裁判所(東京都千代田区隼町4番2号)

(契約保証金)

第4条 乙は,契約保証金の納付を要しないものとする。

(権利譲渡の禁止)

第5条 乙は,この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し,又は承継させてはならない。ただし,信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては,この限りではない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合,甲の対価の支払による弁済の効力は,甲が予算決算及び会計令第42条の2に基づき,センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(下請等の制限)

第 6 条 乙は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、書面による甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。この場合、下請負人の名称その他の必要な事項を甲に通知しなければならない。

(業務の監督等)

第 7 条 甲は、乙の業務につき必要な監督を行うため、監督職員を定めて業務の工程の立会い、指示、承諾又は協議を行わせることができる。

2 乙は、仕様書に基づく工程表を甲に提出して、その承諾を受けるものとし、仕様書に明示のない事項については、甲の指示を受けなければならない。

(業務の検査及び引渡し)

第 8 条 乙は、業務が完了（成果物の納入を含む。以下同じ。）した場合には、書面により、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して 10 日以内に、甲の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、その結果を乙に通知するとともに、検査に合格したときは、遅滞なく成果物の引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しなかった旨の通知を受理した場合には、甲の指示に従い、遅滞なく成果物の取替え、補修その他必要な措置を講じ、速やかに再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、甲が新たに業務が完了した旨の通知を受理した日から起算して 10 日以内とする。

(請負代金の支払)

第 9 条 乙は、前条第 2 項又は第 3 項の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受理した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

(履行遅滞の賠償)

第 10 条 甲は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を乙に支払わなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき事由により業務の完了を遅延した場合には、遅延損害金を甲に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、第 1 項の場合においては支払が遅滞した金額に対し、遅延日数に応じ年 3 . 4 パーセントの割合で、前項の場合においては業務の完了が遅延した部分に相当する請負代金に対し、遅延日数に応じ年 5 . 0 パーセントの割合で、それぞれ計算した額とする。ただし、その額に 100 円未満の端数がある場合は、これを切り捨て、その額が 100

円未満である場合は、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第 1 1 条 甲が、その責めに帰すべき事由により、第 8 条第 2 項又は第 3 項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前条第 1 項及び第 3 項に規定する遅延損害金を乙に支払うものとする。

(危険負担等)

第 1 2 条 業務の完了前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

2 天災その他の不可抗力により、債務の履行が不能となった場合には、甲又は乙は、相手方の同意を得て、この契約を無償で解除することができるものとし、すでに要した費用については、甲及び乙の各自の負担とする。

(かし担保責任)

第 1 3 条 甲は、成果物に隠れたかしを発見したときは、乙に対し、乙の費用で取替え、補修その他の措置を講じ、又は損害の賠償を請求することができる。この場合における担保の期間は、第 8 条第 2 項又は第 3 項の検査に合格したときから 1 年とする。

(秘密の保持)

第 1 4 条 甲及び乙並びにその職員、代理人及び使用人は、この契約に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(甲の契約解除権)

第 1 5 条 甲は、乙（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合
- (2) 監督職員の監督又は検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
- (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
- (4) その他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、乙の負担とする。

3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、甲は、これに相当する代金を乙に支払わなければならない。

(乙の契約解除権)

第 1 6 条 乙は、甲がこの契約の条項に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、業務を中止し、又は業務の遂行が不可能になった場合には、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、甲の負担とする。

3 乙が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、甲は、これに相当する代金を乙に支払わなければならない。

(違約金)

第17条 前二条の規定により契約が解除された場合には、乙又は甲は、違約金として請負代金の10分の1に相当する金額を甲又は乙の指定する期限内に支払わなければならない。

(財産権、利用権及び著作権)

第18条 成果物の財産権、利用権及び著作権(上映、頒布、貸与、複製、公衆通信及び二次利用を含む。)は、甲に帰属する。

(紛争の解決)

第19条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し甲乙間で紛争が生じた場合には、甲乙協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(契約の疑義)

第20条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自これを保有する。

平成20年 月 日

甲 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 小池 裕

乙 (住所)
(商号又は名称)
代表取締役

仕 様 書

第 1 件名等

1 件名

裁判員制度広報（テレビスポットCM及びラジオスポットCM）の企画，制作，放送等実施業務

2 調達の目的

裁判員制度の内容等について，広く国民に周知するとともに，国民の理解を得ることを目的とする。

3 概要

本仕様書は，裁判員制度広報におけるテレビスポットCM及びラジオスポットCM（以下「スポットCM」という。）の企画，制作，放送等の実施業務の調達内容について定めるものである。

4 契約期間

契約日から平成21年3月31日（火）までとする。

第 2 提案項目の前提となる主要な情報等

1 裁判員制度の概要及び裁判員制度をめぐる情勢等

(1) 裁判員制度の概要

裁判員制度は，国民の中から選ばれた6人の裁判員と3人の裁判官が協働して，刑事訴訟事件の審理，判決をする制度であり，平成16年5月成立の「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（いわゆる「裁判員法」）により導入され，平成21年5月までに施行される予定である。

* 裁判員制度に関する情報の詳細は，裁判員制度ウェブサイト [<http://www.saibanin.courts.go.jp/>] を参照されたい。

(2) 裁判員制度をめぐる情勢等

ア 平成19年末ころまでには辞退事由に関する政令が，平成20年3月ころまでには裁判員制度の施行日に関する政令が，それぞれ制定される見通しである。

イ 平成20年12月ころまでには裁判員候補者名簿に記載されたことの通知書等が国民に送付され，まさに制度が現実に動き始めることとなる。

ウ 平成20年度は，裁判員制度施行の前年であり，国民にとって関心の高い事項が具体化し，制度が動き始めることから，各種マスコミによる報道も盛んに行われると予測される。

2 今後の広報活動の方向性

(1) 総論

最高裁判所においては，これまで裁判員制度の内容を周知するための広報活動を展開しており，このような広報活動の成果もあって，裁判員制度の認知度は約8割に上っているものの，参加意欲については十分には高まっていないところである。

参加に消極的な国民は、それぞれの関心や生活状況等に応じ、刑事裁判への参加について様々な不安や疑問を感じており、それが参加に対する心理的な障害となっているものと考えられる。今後、その参加意欲の向上を図るためには、これらの不安や疑問に応じた具体的な情報提供や説明を行い、その不安等を軽減していくことが不可欠である。

そのためには、参加に消極的な国民の関心や不安を把握し、これに応える具体的な情報を提供する、きめの細かい広報企画等（以下「情報提供企画」という。）を広範に展開していく必要がある。このような観点から、平成19年度においては、各地の裁判所を中心として、各種説明会等を広範に展開してきている。具体的には、50人から100人の参加者を募り、映画の上映と裁判官等による裁判員制度に関する説明を併せた企画をはじめとする各種説明会において、参加者と実質的な質疑応答を行い、裁判に参加することへの心理的負担感、法律の専門家でない裁判員が裁判をすることの難しさや裁判の長さに対する不安感、裁判に参加することによる物理的、経済的負担等に対する不安感を解消することに主眼を置いた企画を実施したところである。また、このような情報提供企画にアクセスする国民の裾野を広げ、十分な広報効果をあげるためには、上記の不安等を抱いている国民に上記の情報提供企画の存在を周知するとともに、いまだ具体的な情報を欲するほどの関心のない国民に対しても、現実感のある関心を喚起するための情報を提供する企画（以下「関心喚起企画」という。）を広範に実施することが重要である。

この点については、第2の1の(2)に記載の情勢等を考慮すると、制度実施の前年に当たる平成20年度においては、裁判員制度に対する現実感のある関心が高まり得る環境にあり、適時、適切な関心喚起企画を実施することによって、国民の潜在的な関心を顕在化させることが期待できる状況にある。

(2) 平成20年度における具体的な広報活動

ア 情報提供企画

従前から行ってきた各種説明会、映画上映会、模擬裁判等を継続して実施するとともに、裁判員制度ウェブサイトを充実させ、各種パンフレット等の広報ツールを活用するなどして、過不足のない情報を提供する。

イ 関心喚起企画

いまだ裁判員制度に対する具体的な関心を抱いていない国民に対し、これを喚起することを目的とした情報発信を行い、情報提供企画へのアクセスを誘引する必要がある。そのために、情報発信を行う各媒体の特質に応じて国民の関心や不安に対応する情報のエッセンスを盛り込むなどして、現実感のある関心を喚起する。

関心喚起企画を効果的に実施するための具体的な広報媒体としては、スポットCMの放送媒体や新聞・雑誌等の活字媒体を選択する。

スポットCMの放送媒体については、新聞広告等の活字媒体よりも伝達でき

る情報量は少ないが、情報の受動性や全世代に対する伝達力の高さに注目し、現実感のある関心を喚起するための情報、具体的には、来年には裁判員制度が実施される、今年の年末には裁判員候補者名簿に記載された者への通知書が届くという情報を中心に発信する。

また、新聞や雑誌等の活字媒体においては、情報に接する（読む）か否かは国民の意思に委ねられている反面、一定の情報量が扱えるという特質を有するため、前述のテレビスポットCM等において発信する情報に加え、裁判員の具体的役割に関する情報、選任手続、辞退事由等に関する情報について、タレント等の誘引手段を用いながら発信する。

なお、雑誌媒体については、購買者層に特徴があるという特性を生かし、購買層に応じ、関心の程度、関心を喚起する話題等を個別に検討しつつ、効果的な関心喚起を行うことが期待できる。

第3 制作、放送等実施業務内容等

1 制作内容

スポットCMを制作する。ただし、いわゆる有名タレントについては起用しない。

2 放送等実施業務内容

(1) 放送枠の確保

テレビスポットCM及びラジオCMのいずれにおいても、すべての都道府県において放送を実施するものとする。

テレビスポットCMについては、1,500GRP以上を目指しつつ、最大効率のリーチ（到達率）及びフリークエンシー（平均接触頻度）を獲得するように、できる限りの放送枠を確保する。

ラジオスポットCMについては、AMラジオ局で50本程度の放送枠を確保する。

上記「50本程度」とは、ラジオスポットCMの放送回数が、いずれの都道府県においても、合計50本程度であることを意味する。

なお、放送枠の確保にあたり、いわゆるネットスポットを使用しても差し支えない。

(2) 放送の実施手続

(3) 報告

スポットCMの放送完了後、速やかに各放送実施局の「放送確認書」を最高裁判所に提出するものとする。

3 1で制作した内容を記録した記録媒体の納品

1で制作したスポットCMの内容を記録した以下の記録媒体を納品する。
なお、納品に当たっては、最高裁判所と協議の上、納品期日を決定する。

(1) テレビスポットCM

ア VTR用D-2テープ 1本

イ DVD（Windows Media形式（Advanced Systems Format））10枚

(2) ラジオスポットCM

CD-ROM (Windows Media 形式 (Advanced Systems Format)) 10 枚

4 その他

(1) スポットCM制作に当たり、企画内容等については、最高裁判所と十分な調整を図って実施する。なお、テレビスポットCMのカットには、クレジットとして、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会を明示するものとする。

(2) スポットCMの放送の詳細については、最高裁判所と十分な調整を図って実施する。

(3) スポットCMの放送に関しては、広報効果の測定を行うものとする。

なお、その際の具体的な実施時期、方法等については、契約締結後、最高裁判所と請負者が協議して定める。

第4 施策予定金額

4億3400万円 (広告内容の企画制作から各媒体の放送実施までにかかるすべての経費、記録媒体の納品に要する経費及び広報効果測定にかかる経費並びにこれらの経費にかかる消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とする。

第5 その他

1 スケジュールの作成

スポットCMの契約予定日から出稿までのスケジュールについて、明確かつ詳細に作成する。

2 提案者条件

(1) スポットCMの企画から出稿まで一括して管理運営できる能力を有すること。

なお、業務の再委託を行う必要のある場合には、再委託先の責任体制を含めた業務遂行の管理能力を有すること。

(2) スポットCMの企画、制作に当たり、裁判員制度について正確かつ分かりやすく表現できる能力を有すること。

(3) スポットCMの企画、制作に当たり、本業務に常時従事する者を確保できる体制を有すること。

(4) 本業務を遅滞なく遂行できる能力を有すること。

また、送稿データ作成前段階において変更が生じた場合にも対応できる能力を有すること。

3 請負者の責務

(1) 請負者は、契約後速やかに責任者を選任し、最高裁判所に届け出るものとする。

なお、責任者には、本業務を実施するために必要な能力、経験を有する自社の者を選任するものとする。

(2) 請負者は、不測の事態により、定められた期日までに本業務を完了することが困難になった場合には、直ちにその旨を最高裁判所に連絡し、その指示に従うものとする。

(3) 請負者は、本業務の過程において最高裁判所から指示された事項について、迅

速かつ的確に実施するものとする。

- (4) 請負者は、本業務を遂行するに当たり、個人情報に関する権利等を侵害することのないように十分注意するものとする。また、本業務の遂行中に第三者に与えた損害等は、最高裁判所の責めに帰すべき事由による場合を除き、請負者の負担とする。

4 成果物の使用

最高裁判所は、本業務に関して納品された成果物につき、広告の目的の範囲内において契約締結日から1年間使用すること（裁判員制度ウェブサイトにおいてスポットCMを放送すること等を含む。）ができるものとする。ただし、最高裁判所が個別に許す範囲において、法務省、検察庁、日本弁護士連合会及び弁護士会も成果物を使用する（その広告の目的の範囲内で行う二次加工を含む。）ことができるものとする。

5 知的財産権等

- (1) 本業務に基づき制作されたスポットCMに関し、すべての著作権は最高裁判所に帰属するものとする。
- (2) スポットCMに最高裁判所が所有する資料（写真、図表等）を使用する場合には、協議の上、調達可能なものについては最高裁判所が提供する。
- (3) スポットCMに第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む一切の手続を請負者において行うものとする。
- (4) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権、肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら最高裁判所の責めに帰す場合を除き、請負者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする

6 機密保持等

- (1) 請負者は、本業務を実施するに当たって、本業務の遂行上知り得た情報を開示し、漏洩し、又は本業務以外の用途に使用してはならない。また、請負者は、機密保持のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 請負者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて請負者が負担する。
- (3) この項目については、前記第1の4の契約期間の終了後においても同様とする。

7 その他

契約後、提案した企画、構成に変更を加える必要が生じた場合、この仕様書に記載されていない事項が発生した場合及びこの仕様書に疑義を生じた場合には、最高裁判所と請負者は、協議の上、変更内容等について決定し、当該決定事項について書面をもって確認するものとする。

提 案 要 領

提案書の記述内容により，テレビスポットCM及びラジオスポットCM（以下「スポットCM」という。）の企画内容等を評価する。

1 提案書の様式

- (1) MicrosoftWord2000以降，MicrosoftExcel2000以降，MicrosoftPowerPoint2000以降又は，一太郎10以降で作成する。
- (2) 日本語で記述（作成）する。ただし，固有名詞については，英文表記可とする。
- (3) 原則として，A4判縦使い，左とじ，横書きとする。ただし，本形式によることが困難なものについては，この限りではない。
- (4) 提案書の構成は，次のとおりとする。
 - ・表紙
 - ・スポットCMについての企画を記載した書面（以下「企画書」という。）
 - ・各種資料

2 記載事項等

(1) 企画書について

企画書には，次の事項に注意しながら，以下の から までの項目について記載する。

- ・ 仕様書の各要件に対する説明を記述するときは，同仕様書の記載順に従い，仕様書との関連を明らかに記述する。
- ・ 専門用語には注釈を付す。
- ・ 後述の訴求ポイントについて最高裁判所に対する取材は行わない。

提案者等

- ・ 提案者の名称，住所
- ・ 提案者の所属，氏名及び電話番号等連絡先
- ・ 企画書の提出年月日

企画意図

以下の表現案等

- ・ スポットCMの作品タイトル，制作意図，ねらい，表現方法等について簡潔に記載した文書（A4判縦3ページ以内で作成する。）
- ・ テレビスポットCM作品についての絵コンテ資料（カラーA3判縦1枚で作成する。）

なお，実写スポット制作を想定している場合は，類似の写真素材による実写カットにより作成する（企画書の理解を深めるために，電子データに基づく画像，動画等を準備してもよいが，この場合は，DVD等の記録媒体に保存したものを提出する（提出されたDVD等は返却しない。）。）。

- ・ ラジオスポットCMについての企画コンテ資料（台詞及びナレーションで構成されたもの5パターンをA4判縦各1枚，計5枚以内で作成する。）

（訴求ポイント）

来年には裁判員制度が実施される，今年の年末には裁判員候補者名簿に記載さ

れた者への通知書が届くという情報を発信することにより、裁判員制度が平成21年5月までに実施されることについて、現実感のある関心を喚起する。

(訴求ポイントの背景・広報の必要性等)

仕様書中の第2「提案項目の前提となる主要な情報等」に記載のとおり。

出稿計画に関する以下の資料

- ・ テレビスポットCMにつき、放送実施局ごとの出稿時期、露出パターン(いわゆる「絵柄」)、GRP等に関する資料
- ・ ラジオスポットCMにつき、放送実施局ごとの出稿時期、放送時間帯、聴取率等に関する資料

(出稿計画に関するポイント)

仕様書中の第2「提案項目の前提となる主要な情報等」の記載を踏まえ、テレビスポットCMについては、1,500GRP以上を目指しつつ、最大効率のリーチ及びフリークエンシーを獲得するための、ラジオスポットCMについては、AMラジオ局で50本程度の放送枠を確保した上で、最も効果的な情報伝達とするための出稿計画を提案する。

特に、スポットCMの出稿時期については、他の広報活動との関係、とりわけ、最高裁判所において実施する新聞等の広報計画(別紙第1「新聞等の広報企画」に記載のとおり)との関係から、最も広報効果の高まる時期を提案する。提案に当たっては、すべての都道府県において放送が実施されることを前提とする。

提案した企画内容に関する「アピールポイント」資料(特にアピールしたいポイントについて、A4判1枚で簡潔に記載する。)

(2) 各種資料等

提案書には、以下の項目を記載した資料を添付する。

提案者の会社の概要

本件スポット制作において、クリエイティブのスタッフが整っており制作管理ができることを表す機構図

上記のスタッフのうち、制作に係わるクリエイターの情報(A4判縦1枚に、クリエイターの所属、氏名、制作した主なスポットの広告主名、作品(商品)名、作品タイトル、制作時期等を記載する。)

本契約に係る業務の一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)する場合には、再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性等を記載した書類

想定作業スケジュール(契約予定日から放送実施まで想定しうる作業工程を、スポット制作スケジュール、放送枠確保にかかるスケジュール別に、可能な範囲でスケジュールリングしたものとする。)

広報効果測定手法等

広報効果測定手法の提示、その他、広報効果測定手法向上のための工夫、アイデア等について具体的に提示する。

提案者の実績等

提案者において、公示日から過去3年間において、国又は地方公共団体並びに民

間企業のスポットCMに関する企画・制作，放送枠の確保等，本件と類似する業務についての請負実績を具体的（請負実績年度別に，制作全件数（国及び地方公共団体と民間企業別に件数を記載）と，制作した主なスポットCMの広告主名，作品（商品）名，作品タイトル等）に記述する。また，制作した主なスポットCMについて，当該作品のカット写真集等を用いて作品集（10作品程度）を作成する。

申立書

提案者において，全国の民放各社とスポットCMの放送枠取り事務を行うことができる旨の申立書を作成する。

見積書

提案に基づく見積書を添付する。見積書は，別紙第3の様式により作成するものとし，できるだけ事項を詳細に立て，消費税額も明示する。

なお，別紙第3の様式記載の費目等に挙げられたものすべてを業務として求めるものではなく，また，費目等がない業務については，余白を使用する等して，提案に応じて記入するものとする。

(3) その他

本要領に記載していない事項であっても，本調達の実現に必要な事項は，提案者の判断で記載する。

その他参考になる事項を必要に応じて記載し，参考となる資料を提出する。

3 プレゼンテーション

提案書について，次の要領でプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日時（予定）

平成20年2月1日（金）

(2) 実施場所（予定）

最高裁判所事務総局公平審理室（事務西棟地下1階）

(3) 実施日時連絡

提案者に対し，平成20年1月28日（月）午後5時までに実施日時を連絡する。

(4) プレゼンテーションのための費用は，提案者の負担とする。

4 最優秀者の選定について

本業務の最優秀者の選定については，別紙第2「裁判員制度広報（テレビスポットCM及びラジオスポットCM）の企画，制作，放送等実施業務の最優秀者の選定について」のとおり

(別紙第1)

新聞等の広報企画

最高裁判所では、本企画(スポットCM)以外に、新聞広告、雑誌広告及びインターネットバナー広告の各出稿も企画している。これら各媒体における訴求ポイントは、来年には裁判員制度が実施される、今年の年末には裁判員候補者名簿に記載された者への通知書が届くという情報を発信することにより、裁判員制度が平成21年5月までに実施されることについて、現実感のある関心を喚起させるとともに、各媒体の特性に応じ、その購読者層が抱くであろう関心や不安を踏まえた過不足のない情報を伝達することである。

なお、これら各媒体においては、タレントを起用することを前提としている。

これら各媒体における掲載形式、掲載時期等は、以下のとおりである。

第1 新聞広告

1 掲載紙

(1) 全国紙(5紙)

朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本経済新聞、産経新聞

(2) ブロック紙(3紙)

北海道新聞、中日新聞(東京新聞、北陸中日新聞を含む。)、西日本新聞

(3) 地方紙(36紙)

東奥日報、秋田魁新報、岩手日報、河北新報、山形新聞、福島民報、福島民友、茨城新聞、下野新聞、上毛新聞、静岡新聞、山梨日日新聞、信濃毎日新聞、新潟日報、北日本新聞、北國(富山)新聞、福井新聞、岐阜新聞、京都新聞、神戸新聞、山陽新聞、中国新聞、日本海新聞、山陰中央新報、徳島新聞、四国新聞、愛媛新聞、高知新聞、佐賀新聞、長崎新聞、熊本日日新聞、大分合同新聞、宮崎日日新聞、南日本新聞、沖縄タイムス、琉球新報

2 掲載形式及び掲載時期

(1) 全国紙

ア 15段、カラー、1回、平成20年9月ころ

イ 15段、モノクロ、1回、平成20年11月ころ

(2) ブロック紙

ア 5段、カラー、1回、平成20年9月ころ

イ 5段、モノクロ、1回、平成20年11月ころ

(3) 地方紙

ア 5段、カラー、1回、平成20年9月ころ

イ 5段、モノクロ、1回、平成20年11月ころ

第2 雑誌広告

1 掲載誌

週刊文春、週刊新潮、文藝春秋、週刊朝日、サンデー毎日、日経ビジネス、日経トレンディ、PRESIDENT、週刊ダイヤモンド、家の光、石垣、オレンジページ、MORE、家庭画報

2 掲載形式

カラー広告見開き 2 ページ

3 掲載時期

平成 20 年 9 月ころ及び同年 11 月ころの 2 回

第 3 インターネットバナー広告

1 掲載web

(1) Yahoo! JAPAN トップページ ブランドパネル ダブルサイズ Mega

(2) ISP ブロード・アド トップスクエア (IBA トップスクエア)

2 掲載期間

平成 20 年 10 月から 11 月までのうち合計 4 週間

(別紙第2)

裁判員制度広報(テレビスポットCM及びラジオスポットCM)の企画,
制作,放送等実施業務の最優秀者の選定について

裁判員制度広報(テレビスポットCM及びラジオスポットCM)の企画,制作,放送等実施業務の最優秀者の選定は,企画競争方式によるものとし,提案に係る評価方法等については,以下のとおりとする。

- 1 評価項目,評価基準及び配点
別紙1のとおり
- 2 評価方法
別紙2のとおり

(別紙1)

評価項目, 評価基準及び配点

評価項目		評価基準	配点	
1. 広報内容の妥当性等			70	
① 表現内容		<input type="checkbox"/> 裁判員制度広報であることが明示されているか。	5	50
		<input type="checkbox"/> 裁判員制度に対する国民の現実的関心を喚起するという目的に照らし、訴求ポイントが効果的に盛り込まれているか。	20	
		<input type="checkbox"/> 視聴者の関心を惹き付ける工夫された作りとなっているか。	15	
		<input type="checkbox"/> 視聴者が見て分かりやすいものになっているか。	10	
② 相応しさ		<input type="checkbox"/> 最高裁判所の広報として相応しく品位をもった内容といえるか。	10	10
③ その他の評価要素		<input type="checkbox"/> 上記基準以外に創造性, 新規性等において評価できる要素があるか。	10	10
2. 出稿計画			30	
		<input type="checkbox"/> テレビスポットCMについて1,500GRP以上を目指しつつ, 最大効率のリーチ及びフリークエンシーを獲得するような効果的な出稿計画となっているか。また, ラジオスポットCMについて, AMラジオ局で50本程度の放送枠を確保した上で, 効果的な出稿計画となっているか。	15	30
		<input type="checkbox"/> 放送実施局は, すべての都道府県での放送がカバーされているか。	5	
		<input type="checkbox"/> 新聞, 雑誌等の活字媒体の出稿時期を踏まえた効果的な出稿計画となっているか。	10	
3. 実施方法の妥当性			35	
① 制作スケジュール・制作方法		<input type="checkbox"/> 企画内容の調整期間, 編集, 試写等の日程が具体的に提示され, スケジュールに無理がなく, 実現可能なものといえるか。	15	25
		<input type="checkbox"/> 制作方法(例:ロケ地等)に無理がなく, 実現可能なものといえるか。	10	
② 広報効果測定		<input type="checkbox"/> 広報効果の測定の実施手続及び内容が適切であるか。	10	10
4. 実施主体の適格性			45	
① 実施体制の適格性		<input type="checkbox"/> 全国の民放各局とスポットCMの枠取り事務を行うことができる旨の申立てがあり, 会社の概要等から, 本業務の実施が可能といえるか。	10	45
		<input type="checkbox"/> クリエイティブ関係等のスタッフ体制・機構図から, 本業務に遂行可能な人員が確保され, 制作開始から放送実施まで一括して業務管理できる体制といえるか。	15	
		<input type="checkbox"/> 制作にかかわるクリエイティブのスタッフは優れているか。	10	
② 広報の実績		<input type="checkbox"/> 過去3年間に行った国(地方公共団体を含む。)又は民間企業のスポットCMの企画・制作は優れているか。	10	
5. 経済性			20	
		<input type="checkbox"/> 本企画に要する経費は, 適正かつ経済的に積算されているか。	20	20
合計			200	

(別紙2)

提案等に関する評価要領

1 評価及び評定

- (1) 提案等の評価は、学識経験者等の第三者（以下「有識者委員」という。）及び事務担当者（以下「その他の委員」という。）から構成される裁判員制度広報企画評価等検討会において行う。
- (2) 有識者委員及びその他の委員は、提案者からの提案等に関し、別紙1の各評価項目について、評定を行う。
- (3) 上記(2)の評定は、別紙1の各評価項目について、下表に掲げる評定の基準に従って行う。

評定の基準	
非常に良い	10
良い	8
やや良い	6
普通	5
やや悪い	4
悪い	2
非常に悪い	0

(備考)

- 1 評定については、以下の換算式によって得た値をその点数とする。
なお、他の提案者との相対的な評価に基づき、特に必要と認められる場合は、評定の基準における数値を9、7、3又は1とすることができる。

$$\text{【評定の基準における数値】} \times \frac{\text{【各評価項目の配点】}}{10}$$

- 2 評定の基準における数値を9以上又は2以下とする場合は、それぞれその理由を付すものとする。

2 評定結果の得点換算

次の換算式によって得た値（その値に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を得点として与える。

$$\text{【各提案者の得点】} = \frac{\text{【有識者委員の得点の総計】}}{\text{【評定した有識者委員数】}} + \frac{\text{【その他の委員の得点の総計】}}{\text{【評定したその他の委員数】}}$$

平成20年 月 日

最高裁判所 御中

(住所)

(商号) 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

見 積 書

件名 裁判員制度広報(テレビスポットCM及びラジオスポットCM)の企画、制作、放送等実施業務

見積金額 金 _____ 円
消費税額 金 _____ 円
合計額 金 _____ 円

制 作 費 内 訳

費目	摘要	数量	単位	単価(円)	金額(円)
テレビCM制作費					
・企画関連費	詳細は内訳書(1)のとおり	1	式		
・制作準備費	詳細は内訳書(1)のとおり	1	式		
・制作人件費	詳細は内訳書(1)のとおり	1	式		
・出演費	詳細は内訳書(2)のとおり	1	式		
・撮影機材費	詳細は内訳書(2)のとおり	1	式		
・照明機材費	詳細は内訳書(2)のとおり	1	式		
・美術費	詳細は内訳書(3)のとおり	1	式		
・スタジオ撮影費	詳細は内訳書(3)のとおり	1	式		
・ロケーション撮影費	詳細は内訳書(4)のとおり	1	式		
・フィルム・テープ費	詳細は内訳書(4)のとおり	1	式		
・アニメーション・タイトル制作費	詳細は内訳書(5)のとおり	1	式		
・CGI関連費	詳細は内訳書(5)のとおり	1	式		
・編集費	詳細は内訳書(6)のとおり	1	式		
・音楽・効果費	詳細は内訳書(6)のとおり	1	式		
・録音費	詳細は内訳書(6)のとおり	1	式		
・その他制作諸費	詳細は内訳書(6)のとおり	1	式		
・海外制作費	詳細は内訳書(6)のとおり	1	式		
テレビCM制作費計					
テレビCMプリント費					
テレビスポットCM放送料	詳細は内訳書(7)のとおり	1	式		
VTR用D-2テープ		1	本		
DVD-ROM		10	枚		
諸経費		1	式		
テレビCM関係小計					
ラジオCM制作費					
・編集スタジオ費					
・編集					
・コピー(秒)					
・ナレーション、声優費					
・雑費(テーププリント費)					
ラジオCM制作費計					
ラジオスポットCM放送料	詳細は内訳書(8)のとおり	1	式		
CD-ROM		10	枚		
諸経費		1	式		
ラジオCM関係小計					
広報効果測定					
広報効果測定小計					
その他					
その他小計					
合計					
営業管理費(%)					
見積金額					

※その他は提案者が必要と認めたときに記載すること。

内訳書(1)

科目	費 目	摘 要	金 額(円)		
企画 関 連 費	企画構成				
	企画脚色				
	コピーライター				
	アートディレクター				
	調査・資料				
	カンパデジタル加工品	単価	×	枚	
	カラープリント	単価	×	枚	
	両コンテ作成 カラー				
	〃 モノクロ				
	ビデオコンテ作成				
	音楽オーデイション				
企画諸掛					
		小計			
制 作 準 備 費	打合せ・会議				
	交通				
	通信				
	撮影準備リサーチ				
	ロケハン				
	テスト撮影				
	キャスティング				
	タレントオーデイション				
		小計			
制 作 人 件 費	プロデューサー				
	プロダクションマネージャー	担当費	+日当	×	日
	プロダクションアシスタント	人数	×日当	×	日
	ディレクター				
	アシスタントディレクター	担当費	+日当	×	日
	テクニカルアドバイザー				
	カメラマン				
	アシスタントカメラマン(1st)	担当費	+日当	×	日
	アシスタントカメラマン(2nd)	人数	×日当	×	日
	ライトマン				
	アシスタントライトマン(1st)	担当費	+日当	×	日
	アシスタントライトマン(2nd)	人数	×日当	×	日
	ビデオエンジニア				
	特殊撮影スタッフ				
	立体アニメスタッフ				
	美術デザイナー				
	スタイリスト				
	クッキングスタイリスト				
	ヘア・メイク				
			小計		

内訳書(2)

科目	費目	摘要	金額(円)
出演者	出演者	使用期間 年 月～ 年 月	
	その他の出演	使用期間 年 月～ 年 月	
	ナレーター	使用期間 年 月～ 年 月	
	保険		
		小計	
撮影 機材費	カメラ	単価 × 日	
	レンズ	単価 × 日	
	カメラ付属品	単価 × 日	
	特殊機材	単価 × 日+時間外	
	フィルター		
	撮影用消耗品		
	VTR機器	単価 × 日	
	保険		
		小計	
照明 機材費	照明機器	単価 × 日	
	照明付属機器	単価 × 日	
	照明特殊機器	単価 × 日	
	フィルター		
	照明用消耗品		
	保険		
		小計	

内訳書(3)

美術費	セット製作材料			
	セット製作スタッフ			
	撮影立会スタッフ			
	装飾スタッフ			
	背景			
	園芸			
	電飾			
	小道具			
	装飾品			
	特殊造形			
	特殊効果			
	特殊操演			
	車両・運搬			
	解体残材処理			
美術製作諸掛				
クッキング材料				
衣装				
保険				
			小計	
準備	スタジオレンタル	単価	× 日	
	〃 オーバータイム			
	冷暖房空調			
	使用電力	単価	× KW ×	H
	吊二重装置			
	スタジオ付要員	定時	× 名 ×	日
	〃 オーバータイム	時間外	× 名 ×	H
	交通			
	車両・運搬	単価	× 台 ×	日
	宿泊			
	準備諸掛			
スタジオ撮影費	スタジオレンタル	単価	× 日	
	〃 オーバータイム			
	冷暖房空調			
	使用電力	単価	× KW ×	H
	スタジオ付要員	定時	× 名 ×	日
	〃 オーバータイム	時間外	× 名 ×	H
	交通			
	車両・運搬	単価	× 台 ×	日
	宿泊			
	諸掛			
解体撤去保存	スタジオレンタル	単価	× 日	
	冷暖房空調			
	解体・撤去・保存			
	スタジオ付要員	定時	× 名 ×	日
	交通			
	車両・運搬	単価	× 台	日
	諸掛			
保険				
			小計	

内訳書(4)

ロケーション撮影費	ロケ地レンタル						
	撮影協力						
	コーディネート						
	航空運賃		単価	×	名		
	交通						
	車輛		単価	×	日+	(オーバーチャージ)	
	機材運搬						
	通信連絡						
	宿泊		単価	×	名		
	ロケ諸掛						
	保険						
					小計		
	フィルム・テープ費	ネガフィルム		単価	×	m	
現像			単価	×	m		
ポジフィルム			単価	×	m		
ネガクリーニング			単価	×	m		
カラーリスト(テレシネ技術員料)		定時	×	日+	時間外		
サブカラーリスト		定時	×	日+	時間外		
アシスタントカラーリスト		定時	×	日+	時間外		
テレシネ機材							
レコーディングテープ							
ランニングテープ							
完成原版用テープ							
デジタルメディア(素材)							
メディア変換							
方式変換							
プレビュー用プリント							
キネコ(テープからフィルム作成)							
フィルム仕上関連							
初号プリント							
映像レンタル			使用期間	年	月~	年	月
					小計		

内訳書(5)

アニメーション・タイトル制作費	アニメーション制作費					
	企画構成					
	キャラクターデザイン・作画					
	タイトルデザイン・レイアウト					
	アニメ/タイトル 作画					
	アニメ/タイトル 仕上					
	アニメ/タイトル 撮影					
	特殊技術					
	テロップ作成					
	スポットティング					
	特注作業					
	アニメ制作諸掛					
						小計
CGI関連費	CGI人件費					
	企画構成					
	データ作成関連					
	ハード・ソフト関連					
	メディア変換					
	特注作業					
	CGI制作諸掛					
編集費	素材上げ					
	アドレス入れ					
	オフライン 1/2インチ			単価	×	H
	" 3/4インチ・ノンリア			単価	×	H
	" エディター	定時	×	H+時間外	×	H
	オンライン アナログ			単価	×	H
	" デジタル			単価	×	H
	" ノンリア			単価	×	H
	追加機器					
	特殊機器					
	技術員料 エディター	定時	×	H+時間外	×	H
	" サブエディター	定時	×	H+時間外	×	H
	" アシスタントエディター	定時	×	H+時間外	×	H
	プレビュー室					
	フィルム編集 技術					
	" 設備					
	交通					
	編集諸掛					
	素材管理(フィルム・テープ)					
	原版管理(フィルム・テープ)					
						小計

内訳書(6)

音楽・効果費	音楽制作					
	選曲					
	著作権使用					
	サウンドエフェクト					
	小計					
録音費	MAスタジオ費 テープロックシステム		単価	×	H	
	〃 テープレスレコーディング		単価	×	H	
	特殊機器		単価	×	H	
	技術費ミクサー	定時	×	H+時間外	×	H
	〃 サブミクサー	定時	×	H+時間外	×	H
	〃 アシスタントミクサー	定時	×	H+時間外	×	H
	音戻し・MA戻し					
	出張録音ミクサー	定時	×	H+時間外	×	H
	〃 アシスタントミクサー	定時	×	H+時間外	×	H
	〃 機材					
	サウンドネガ 制作					
	テープ等材料					
録音諸掛						
小計						
その他制作費	渉外					
	通信連絡・各種書類作成					
	交通・出張					
	スチール撮影					
	プレビュー					
小計						
海外制作費	現場制作					
	保険(日本人クルー)					
小計						

内訳書(8)

エリア	局名	摘要(放送秒数等)	数量	単位	単価(円)	金額(円)
北海道	北海道放送HBC					
	STVラジオ					
青森	青森放送RAB					
岩手	IBC岩手放送IBC					
秋田	秋田放送ABS					
山形	山形放送YBC					
宮城	東北放送TBC					
福島	ラジオ福島RFC					
山梨	山梨放送YBS					
長野	信越放送SBC					
新潟	新潟放送BSN					
東京	TBSラジオ					
	文化放送					
	ニッポン放送					
神奈川	ラジオ日本RF					
千葉						
埼玉						
茨城	茨城放送IBS					
栃木	栃木放送CRT					
群馬						
静岡	静岡放送SBS					
愛知	中部日本放送CBC					
	東海ラジオSF					
岐阜	岐阜放送GBS					
三重						
富山	北日本放送KNB					
石川	北陸放送MRO					
福井	福井放送FBC					
大阪	毎日放送MBS					
	朝日放送ABC					
	ラジオ大阪OBC					
京都	KBC京都					
兵庫	ラジオ関西CR					
奈良						
和歌山	和歌山放送WBS					
滋賀						
岡山	山陽放送RSK					
広島	中国放送RCC					
島根	山陰放送BSS					
鳥取						
山口	山口放送KRY					
香川	西日本放送RNC					
徳島	四国放送JRT					
愛媛	南海放送RNB					
高知	高知放送RKC					
福岡	RKB毎日放送					
	九州朝日放送KBC					
佐賀						
長崎	長崎放送NBC					
大分	大分放送OBS					
熊本	熊本放送RKK					
宮崎	宮崎放送MRT					
鹿児島	南日本放送MBC					
沖縄	琉球放送PBC					
	ラジオ沖縄ROK					
その他						
合 計						

※ネットスポットを利用する場合は、スポット発注する当該局のみ記入することとし、摘要欄に「ネットスポット、ネット局数〇〇局」等記入すること。